

施策名【市街地】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
2.地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり	1.地域の特徴を生かしたまちづくり	2.市街地	(1)	良好な市街地の形成	2121-1	1	駅前広場管理事業	通常			土木課	管理係	
					2121-2	2	地区計画策定及び地区計画区域内行為の審査事業	通常		都市計画課	まちづくり推進係		
					2121-3	3	開発指導要綱に基づく協議書の審査事業	通常		都市計画課	まちづくり推進係		
					2121-4	4	開発行為進達事業	簡易		都市計画課	まちづくり推進係		
					2121-5	5	駐車施設等附置義務条例に基づく届出審査事業	簡易		都市計画課	まちづくり推進係		
					2121-6	6	駐車場法に基づく路外駐車場届出書審査事業	簡易		都市計画課	まちづくり推進係		
					2121-7	7	土地区画整理事業地内行為の審査事業	簡易		都市計画課	まちづくり推進係		
					2121-8	8	社会資本整備総合交付金事務事業(都市再生整備計画)	通常		都市計画課	まちづくり推進係		
					2121-9	9	個人等の施行による土地区画整理事業に係る認可事業	簡易		都市計画課	まちづくり推進係		
					2121-10	10	土地区画整理啓発・情報収集事業	通常		都市開発室	開発推進係		
					2121-12	11	佐久平駅南土地区画整理事業	通常	1	土地区画整理事業補助金	都市開発室	開発推進係・街並整備係	
					2121-13	12	プレイスメイキング推進事業	通常		都市計画課	まちづくり推進係		
					2121-14	13	無電柱化推進事業	通常		都市計画課	まちづくり推進係		
					2121-15	14	宅地耐震化推進事業	通常		都市計画課	まちづくり推進係		
					2121-16	15	都市構造再編集中支援事業	通常		都市計画課	街路係		

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	土地区画整理事業補助金		
事務事業名称	佐久平駅南土地区画整理事業	事務事業コード	2121-12
所管	建設	部	都市開発 室 区画整理 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(建設的事業費等費補助金)	
根拠法令等名称	佐久市土地区画整理事業助成要綱		法令種別	要綱
始期	平成 17 年度(経過年数 17 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	土地区画整理事業を推進し健全な市街地の形成を図るため、施行地区内の測量業務、工事設計、道路等築造費等に対して補助金を交付する。また、施行者に対して技術的援助、利子補給金の交付を行う。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助金 ・施行地区内街区測量、工事設計(補助対象経費の100%以内) ・道路築造費、水路築造費、調査設計費、上下水道、ガス整備費、宅地環境向上整備費(補助対象経費の30%以内。宅地環境向上整備費は1施行者当たり累積総額360万円が限度額) 利子補給金 ・施行者が金融機関から借り入れた事業資金(前年度までの借り入れた事業資金の利子の30%以内。ただし、1施行者当たりの累積総額に対し、「2,900円×施行地区の面積㎡×0.03」が限度額)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
名称(個人は除く)		佐久平駅南土地区画整理組合(H29年度～R5年度) (別途、土地区画整理事業が施行される場合はその施行者)		
指標設定	設定の考え方	令和5年度までに、計画されている道路、上水道、排水路等の整備を完了することを目標とし設定する。(事業進捗率)		目標値 100%
	指標が数値でない場合の評価方法	-		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	1 件	1 件	
決算額(予算額)	147,900,000 円	101,873,863 円	3,172,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	147,900,000 円	101,873,863 円
指標	目標値 (単位)	42	33
	実績値 (単位)	42	29
	達成率	100.0 %	89.5 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	佐久平駅南土地区画整理組合から事業の実績に応じた内容で申請がされており、それに対し補助金を交付している。このことから、土地区画整理事業の推進に寄与し、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	佐久平駅南土地区画整理事業を施行するに当たり、当補助金は佐久平駅南土地区画整理組合の重要な財源の一部となっていることから、施行期間中は現行どおり継続する。今後、新たな土地区画整理事業が計画される際は、補助金の必要性等について施行者と協議する。また、技術的援助及び利子補給金の交付についても、施行者と協議の上、実施する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑧
 補助額が2分の1を超える対象経費は、施行地区内街区測量と工事設計のみであり、その他の整備費、調査設計費に係るものについては、2分の1以下となっている。
 施行地区内街区測量及び工事設計に対し、2分の1を超える補助率としている理由は、本補助事業の目的である健全な市街地の形成を図ることを目的とした土地区画整理事業を導入しやすくするため、多額の費用が掛かり、かつ、自主財源の少ない事業初期段階の必要経費に対して手厚く補助することで事業推進を図ることを目的としているからである。